

継続

原議保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 1 6 号
令 和 4 年 3 月 1 7 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

旧構造改革特別区域法及び公共サービス改革法の規定による刑事施設等の事務の一部民間委託に係る暴力団排除の推進について

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第33号）附則第2条第1項及び第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「旧構造改革特別区域法」という。）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）等の規定に基づき、刑事施設等の事務の一部を民間事業者に委託するに際しては、委託を受ける民間事業者から暴力団員等を排除する規定が整備されていることから、今般、警察庁と法務省において、新たに下記のとおり確認書を交わし、本日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本通達に並行して、別添のとおり法務省矯正局成人矯正課長から「旧構造改革特別区域法第11条及び第11条の2並びに公共サービス改革法第33条の3の規定に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例の運用について（通知）」（平成24年4月9日付け法務省矯成第791号）が発出されているので、参考とされたい。

なお、「構造改革特別区域法の規定による行刑施設の事務の一部を委託する登録法人から暴力団員等を排除するための規定の運用要領について」（平成17年9月29日付け警察庁丁暴発第45号）は廃止する。

記

1 刑事施設等の事務の一部民間委託の概要

旧構造改革特別区域法第11条及び第11条の2並びに公共サービス改革法第33条の3の規定に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例の運用により、刑事施設等における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することができるとされており、これまでに旧構造改革特別区域法に基づき6施設※1、公共サービス改革法に基づき3施設※2において、施設警備、健康診断、職業訓練等の事業が民間委託されている。

※1 喜連川社会復帰促進センター及び黒羽刑務所（栃木県）、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所（兵庫県）、島根あさひ社会復帰促進センター（島根県）、美祢社会復帰促進センター（山口県）

※2 黒羽刑務所（栃木県）、静岡刑務所（静岡県）、笠松刑務所（岐阜県）

2 暴力団排除に関する規定

(1) 旧構造改革特別区域法関係

ア 登録欠格要件等

- (ア) 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

に該当しないこと（旧構造改革特別区域法第11条第3項）。

- (イ) 事務の委託を受けた法人（以下「受託者」という。）は、暴力団員等を委託事務に従事させてはならないこと（同法第11条第7項）。

イ 登録の取消し等

- (ア) 特定刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下「管轄矯正管区長」という。）は、受託者の役員が暴力団員等に該当することとなったときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（同法第11条第6項）。

- (イ) 特定刑事施設の長は、受託者が暴力団員等を委託事務に従事させたときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる（同法第11条第5項）。

(2) 公共サービス改革法関係

ア 競争入札参加資格等

- (ア) 下記のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない（公共サービス改革法第10条）。

a 暴力団員等

b 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

c 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (イ) 公共サービス実施民間事業者は、暴力団員等を特定業務※3に従事させてはならない（同法第33条の3第3項）。

※3 刑事施設等の運営に関する業務のうち、被収容者等の行動監視、施設の警備、所持品の一時保管といった業務で、当該業務を民間事業者を実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるものをいう。

イ 契約の解除等

- (ア) 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者が暴力団員等に該当し、官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、その契約を解除することができる（同法第22条第1項）。

- (イ) 公共サービス実施民間事業者が、同法第33条の3第3項の規定に違反し、暴力団員等を特定業務に従事させたとき、法務大臣は、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（同法第33条の3第4項）ほか、契約を解除することができる（同法第33条の3第6項）。

3 法務省との確認事項

別添「確認書」のとおり。

4 都道府県警察における意見聴取、意見陳述の対応

(1) 旧構造改革特別区域法関係

ア 意見聴取

管轄矯正管区長は、委託を受けて事務を行おうとする法人から登録の申請があった場合、当該法人の役員に係る暴力団員等に関する欠格要件の有無について、当該登録の申請に係る特定刑事施設の所在地を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）に対し、文書（別紙1-1）により意見聴取を行う（確認書1(1)）。

既に登録を受けた法人の役員について、暴力団員等に関する欠格要件の有無に疑義が生じた場合にも、文書（別紙1-1）により意見聴取が行われる（確認書1(2)）。

受託者が委託事務に従事させようとする者に係る暴力団員等に関する欠格要件の有無については、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長から、警察本部長等に対し、文書（別紙1-2）により意見聴取が行われる（確認書1(3)）。

既に委託事務に従事している者について、暴力団員等に関する欠格要件に該当するおそれがある場合にも、文書（別紙1-2）により意見聴取が行われる（確認書1(4)）。

意見聴取は、文書に電磁的記録媒体（照会対象者のカナ氏名、漢字氏名、生年月日並びに性別をCSV形式により入力したもの）を添えて行われることもある。

意見聴取の窓口は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）とする。

イ 意見陳述

意見聴取を受けた警察本部長等は、必要な調査を行った上、管轄矯正管区長又は特定刑事施設の長に対し、暴力団員等に関する欠格要件の有無について文書（別紙2-1、同2-2）により回答するものとする（確認書1(1)から(4)）。

警察本部長等は、上記意見聴取を受けた場合のほか、既に登録を受けた法人の役員又は委託事務に従事している者について、暴力団員等に関する欠格要件に該当する事由が判明した場合は、管轄矯正管区長又は特定刑事施設の長に対し、文書（別紙3-1、同3-2）により意見を述べるものとする（確認書1(2)、同1(4)）。

(2) 公共サービス改革法関係

ア 意見聴取

公共サービス実施民間事業者に特定業務を実施させることとした刑事施設（以下「該当刑事施設」という。）の長又は該当刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（複数の刑事施設における特定業務を一括して公共サービス実施民間事業者に実施させることとした場合については、該当する矯正管区の長のうち、法務省矯正局長が指定するものをいう。以下、単に「矯正管区の長」という。）は、公共サービス実施民間事業者が特定業務に従事させようとする者に係る暴力団員等に関する欠格要件の有無について、該当刑事施設の所在地を管轄する警察本部長等に対し、文書（別紙4）により意見聴取を行う（確認書2(1)）。

公共サービス実施民間事業者で既に特定業務に従事している者について、暴力団

員等に関する欠格要件に該当するおそれがある場合にも、該当刑事施設の長又は矯正管区の長から、警察本部長等に対し、文書（別紙4）により意見聴取が行われる（確認書2(2)）。

意見聴取は、文書に電磁的記録媒体（照会対象者のカナ氏名、漢字氏名、生年月日並びに性別をCSV形式により入力したもの）を添えて行われることもある。

意見聴取の窓口は、旧構造改革特別区域法における意見聴取の場合と同様に、暴力団対策主管課長とする。

イ 意見陳述

意見聴取を受けた警察本部長等は、必要な調査を行った上、該当刑事施設の長又は矯正管区の長に対し、暴力団員等に関する欠格要件の有無について文書（別紙5）により回答するものとする（確認書2(1)から(2)）。

警察本部長等は、上記意見聴取を受けた場合のほか、既に特定業務に従事している者について、暴力団員等に関する欠格要件に該当する事由が判明した場合は、該当刑事施設の長又は矯正管区の長に対し、文書（別紙6）により意見を述べるものとする（確認書2(2)）。

ウ 参考（公共サービス実施民間事業者の役員等に関する意見聴取等）

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託につき、官民競争入札参加者又は公共サービス実施民間事業者の役員等に係る暴力団排除条項該当性についての意見聴取及び意見陳述は、内閣府官民競争入札等監理委員会事務局（以下「事務局」という。）を経由して、法務省矯正局成人矯正課長と警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「警察庁暴力団対策課長」という。）との間で行うこととなっている。

5 留意事項

(1) 刑事施設等の長との連携

警察本部長等は、委託を受けた民間事業者から暴力団員等を排除するため、刑事施設等の長と相互の連携を図ること。

(2) 不適格事業者排除の推進

警察本部長等は、本業務の特殊性に鑑み、刑事施設等の長からの意見聴取に対しては、迅速かつ的確に対応することはもとより、あらゆる活動を通じて不適格事業者等の把握に努め、刑事施設等の長への通知を的確に行い、その排除を徹底すること。

また、公共サービス実施民間事業者の役員等に係る暴力団員等に関する欠格要件該当性の意見聴取及び意見陳述は、全て当課が窓口となり、事務局を経由して法務省との間で行うことから、欠格要件に該当する役員等を把握したときは、速やかに当課まで報告すること。

(3) 排除対象の範囲の確認

旧構造改革特別区域法及び公共サービス改革法において定められた排除対象者に加え、警察庁暴力団対策課長と法務省大臣官房会計課長との間で交わされた「法務省の発注に係る物品・役務等契約からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年6月30日付け警察庁丁暴発第143号、法務省会第1387号）に基づき、法務省が行うあらゆる公共事業等からは、密接交際者を含む暴力団関係者を排除する枠組みが構築され

ていることから、意見陳述の際は、排除対象の範囲について確認を徹底すること。

(4) 保護措置

警察本部長等は、刑事施設等の長から要請又は相談を受理した場合は、刑事施設等の長と連携の上、関係職員の保護等必要な措置を講ずること。

(5) 情報管理の徹底

警察本部長等と刑事施設等の長との間で行われる書類又は電磁的記録媒体の送付は、原則として手交により行うこととするが、遠隔地であるなど手交により難しい特段の事情がある場合は、警察本部長等と刑事施設等の長が協議の上、郵便書留による送付を行うことができる。

いずれの場合においても、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理について、万全を期すこと。

(6) その他

確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び法務省において、その都度協議の上、決定することとしているので、警察本部長等にあつては、かかる事項が存する場合は、警察庁宛て報告すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年4月9日

（有効期間：平成31年3月31日）

継続措置日：平成31年3月19日

（有効期間：平成34年3月31日）

別紙1-1～別紙6、別添「旧構造改革特別区域法第11条及び第11条の2並びに公共サービス改革法第33条の3の規定に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例の運用について（通知）」は省略

確 認 書

警察庁丁暴発第126号
法務省矯成第790号
平成24年4月9日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康 浩

法務省矯正局成人矯正課長

大 橋 哲

旧構造改革特別区域法等の規定に基づき、警察庁と法務省は、下記のとおり了解する。

なお、本確認書において使用する用語は、旧構造改革特別区域法及び公共サービス改革法で使用する用語の例によるものとする。

また、平成17年9月29日付け警察庁丁暴発第44号・法務省矯総発第6955号警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長・法務省大臣官房参事官（矯正担当）確認書は廃止する。

記

1 旧構造改革特別区域法関係

- (1) 管轄矯正管区長は、構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第33号)附則第2条第1項及び第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「旧構造改革特別区域法」という。)第11条第1項の登録をしようとするときは、同条第3項第3号ハに該当する事由の有無について、当該登録の申請に係る特定刑事施設の所在地を管轄する警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長等」という。)の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であ

ると認めてその旨の意見を述べた場合には、管轄矯正管区長は、同条第3項の規定に基づき、登録を拒否するものとする。

- (2) 管轄矯正管区長は、現に旧構造改革特別区域法第11条第1項の登録を受けた法人に係る同条第3項第3号ハに該当する事由の有無について疑義が生じたときは、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、管轄矯正管区長は、同条第6項の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (3) 特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長は、受託者が委託事務に従事させようとする者に係る旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由の有無について、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長は、受託者に対し、同条第5項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを指示し、又は同条第6項の規定に基づき同条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (4) 特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長は、旧構造改革特別区域法第11条第7項（同条第3項第3号ハに係るものに限る。）の規定に違反するため、受託者に対し、同条第5項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを指示するとき及び同条第6項の規定に基づき同条第1項の登録を取り消し、又は委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同条第3項第3号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長は、受託者に対し、同条第5項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを指示し、又は同条第6項の規定に基づき同条第1項の登録を取り消し、又は委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (5) 旧構造改革特別区域法第11条の3第3項第3号の「役員」には、法人の事業活動を支配する暴力団員等が含まれるものであること。

- (6) 特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長は、警察本部長等の意見を聴くと

きは、警察庁が指定した様式の電磁的記録媒体又は書面を用いること。

2 公共サービス改革法関係

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）第33条の3第1項に規定する特定業務を、同法第2条第8項に規定する公共サービス実施民間事業者を実施させることとした刑事施設（以下「該当刑事施設」という。）の長又は該当刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（複数の矯正管区の刑事施設における特定業務を一括して公共サービス実施民間事業者を実施させることとしたときは、該当する矯正管区の長のうち、法務省矯正局長が指定するものとする。）は、公共サービス実施民間事業者が特定業務に従事させようとする者に係る同法第10条第4号に該当する事由の有無について、該当刑事施設の所在地を管轄する警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、同法第33条の3第4項又は同条第6項の規定に基づき適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、該当刑事施設の長又は矯正管区の長は、直ちにその旨を法務大臣に報告すること。

- (2) 該当刑事施設の長及び矯正管区の長は、公共サービス実施民間事業者が公共サービス改革法第33条の3第3項（同法第10条第4号に係るものに限る。）の規定に違反するため、同条第4項の規定に基づき期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命じ、又は同条第6項の規定に基づき同法第20条第1項の契約を解除することが適当であると認めるときは、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同法第10条第4号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、同法第33条の3第4項又は同条第6項の規定に基づき適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、該当刑事施設の長又は矯正管区の長は、直ちにその旨を法務大臣に報告すること。

- (3) 該当刑事施設の長及び矯正管区の長は、警察本部長等の意見を聴くときは、警察庁が指定した様式の電磁的記録媒体又は書面を用いること。